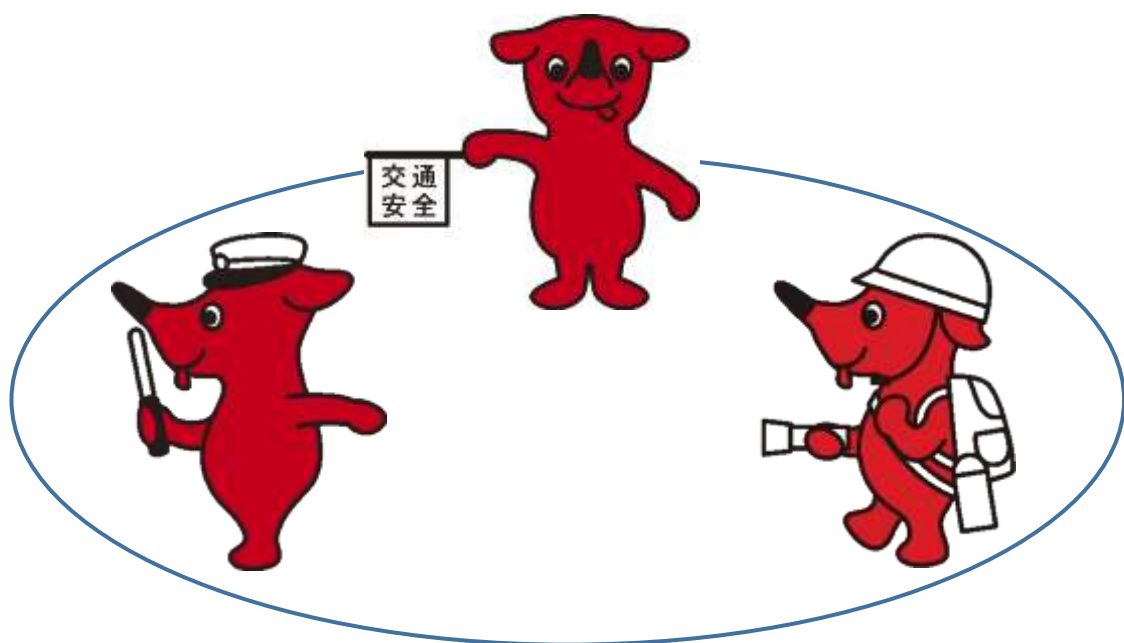


第2章

学校における 安全教育



第2章 学校における安全教育

第1節 安全教育の目標

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を育成する。

児童生徒等の発達段階における安全教育で育てる力

発達段階	自 助 (日常生活全般における安全確保)	共 助 (安全・安心な社会づくり)
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所、危険な遊び方などが分かり、安全な生活に必要な習慣や態度を身につける。 事故発生や災害時、教職員や保護者の指示に従い行動できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な状態を発見したとき、近くの大人に伝えることができる。
小学校 低学年	<ul style="list-style-type: none"> 安全に行動することの大切さを理解し、安全な生活に必要な習慣や態度を身につける。 身の回りの危険に気づき、安全な行動ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な状態を発見したとき、近くの大人に伝え、指示に従い行動することができる。
小学校 中学年	<ul style="list-style-type: none"> 「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、安全な行動ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な状態を発見したとき、近くの大人に伝え、自ら安全な行動を考え行動することができる。
小学校 高学年	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活における安全の状況を判断し、進んで安全な行動ができるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分自身の安全だけでなく、家族や身近な人々の安全も考えて行動することができる。 簡単な応急手当ができる。
中学校	<ul style="list-style-type: none"> 地域の安全上の課題を踏まえ、安全な行動をとるとともに、防犯・防災への備えや的確な避難行動ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自他の安全に対する自己責任感を持つことができる。 心肺蘇生法等の応急手当を身につけ、実践できる。 防災や災害時のボランティアの大切さを理解し、参加できる。
高 校	<ul style="list-style-type: none"> 自他の安全状況を適切に評価し、安全な生活を実現するために適切に意思決定し行動できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 友人・家族・地域等の安全に貢献する大切さがわかる。 心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、実践できる。 安全安心な社会作りに向けて、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加できる。
特別支援 学校	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の段階等、さらに地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な援助を求めたりすることができる。 	

第2節 安全教育の内容

安全教育の内容は、生活安全、交通安全、災害安全に整理される。学校では、自助、共助、公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し、教育課程を編成することが重要である。

1 安全教育の3つの内容

生活安全

日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、安全確保の方法について理解し、安全な行動がとれるようにする。

- ・学校、家庭、地域等日常生活の様々な場面における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・通学路の危険と安全な登下校の仕方
- ・事故発生時の通報と心肺蘇生法などの応急手当
- ・誘拐や傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会の犯罪被害の防止
- ・スマートフォンやSNSの普及に伴うインターネットの利用による犯罪被害の防止と適切な利用の仕方
- ・消防署や警察署など関係機関の働きの理解と適正利用

交通安全

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車等の利用ができるようにする。

- ・道路における歩行時の危険や、踏切での危険の理解と安全な行動の仕方
- ・公共交通機関利用時の安全な行動
- ・自転車の点検・整備と正しい乗り方<ヘルメット着用、保険加入>
- ・二輪車の特性の理解と安全な利用（通学許可の生徒）<ヘルメット着用、保険加入>
- ・自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- ・交通法規の正しい理解と遵守
- ・自転車利用時も含めた運転者の義務と責任についての理解
- ・幼児、高齢者、障害のある人、傷病者等の交通安全に対する理解と配慮
- ・安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力
- ・消防署や警察署など関係機関の働きの理解と適正利用

災害安全

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、安全な行動がとれるようにする。

- ・災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
　　<火災、地震・津波、風水（雪）害、落雷等の気象災害、土砂災害、火山活動>
- ・避難場所・避難所の役割についての理解
- ・災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解<各種警報、ハザードマップ、備蓄品>
- ・地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ・災害時における心のケア
- ・災害弱者や海外からの来訪者に対する配慮
- ・防災情報の発信や避難体制の確保など、行政の働き
- ・放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- ・消防署や警察署など関係機関の働きの理解と適正利用

2 教育課程における安全教育の内容

学校における安全教育は、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要である。具体的には、各教科等において年間を通じて指導すべき内容を整理して、学校安全計画に位置づけることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施することが求められる。

幼稚園

幼稚園教育要領（平成 29 年文部科学省告示第 62 号）

編成	<p>教育課程の編成</p> <p>第1章 第3の4の(3)</p> <p>幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。</p>
内容の取り扱い	<p>健康の3の(6)</p> <p>安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身につけるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。</p>

幼稚園における安全教育では、幼稚園生活全体を通して安全な生活習慣や態度の育成に重点が置かれ、教師や保護者の支援を受けながら、自らが安全な生活を送ることができるようにすることを目指している。

小学校

小学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 63 号）

教育課程の編成	<p>第1章 第2の2の(2)</p> <p>各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。</p>
関連する教科等	<p>体育科 保健 [第5学年及び第6学年] 「けがの防止」</p> <p>家庭科 [第5学年及び第6学年] 「調理の基礎」「快適な住まい方」</p> <p>理科 [第4学年] 「雨水の行方と地面の様子」</p> <p>[第5学年] 「流れる水の働きと土地の変化」「天気の変化」</p> <p>[第6学年] 「土地のつくりと変化」</p> <p>社会科 [第3学年] 「地域の安全を守る働き」</p> <p>[第4学年] 「人々の健康や生活環境を支える事業」</p> <p>「自然災害から人々を守る活動」</p> <p>[第5学年] 「我が国の国土の自然環境と国民生活との関連」</p> <p>[第6学年] 「国や地方公共団体の政治」</p>

関連する教科等	生活科 [第1学年及び第2学年] 「学校と生活」「地域と生活」 「公共物や公共施設の利用」
	図画工作科 「造形活動で使用する材料や用具、活動場所についての事故防止」
	特別の教科 道徳 [節度、節制] [生命の尊さ]
	総合的な学習の時間 「地域や学校の特色に応じた課題」
	特別活動 [学級活動] 「日常の生活や学習への適応及び健康安全」 [学校行事] 「健康安全・体育的行事」 (交通安全教室・避難訓練や防災訓練、防犯等に関する訓練 等)

上記以外にも、安全に関する教育は各教科等で行うことが可能である。なお、小学校学習指導要領総則編の付録には、「防災を含む安全に関する教育」について、育成を目指す資質・能力に関する各教科等の内容のうち、主要なものが掲載されている。

中学校

中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）

教育課程の編成	<p>第1章 第2の2の(2)</p> <p>各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。</p>
関連する教科等	<p>保健体育科 [保健分野]「傷害の防止」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因 ・交通事故などによる傷害の防止 ・自然災害による障害防止 ・応急手当の意義実際 <p>社会科 [地理的分野]「日本の様々な地域」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色、自然災害と防災への取り組みなどを基に、日本の自然環境に関する特色を理解すること。 <p>[公民的分野]「私たちと現代社会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報化」を学習する際に、「防災情報の発信・活用などの具体的事例を取り上げること」が例示されている。 <p>理科 [第二分野]「大地の成り立ちと変化」 自然との恵みと火山災害・地震災害 「気象とその変化」 自然の恵みと気象災害</p> <p>技術・家庭科 [技術分野]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気機器や屋内配線等の生活の中で使用する製品やシステムの安全な使用についても扱う。 <p>[家庭科分野]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害に備えた住空間の整え方についても扱う。 <p>美術科 「刃物類、塗料、器具などの使い方と保管、活動場所における事故防止」</p>

関連する教科等	特別の教科 道徳 [節度、節制] [生命の尊さ]
	総合的な学習の時間 「地域や学校の特色に応じた課題」
	特別活動 [学級活動] 「日常の生活や学習への適応及び健康安全」
	[学校行事] 「健康安全・体育的行事」 (交通安全教室・避難訓練や防災訓練、防犯等に関する訓練 等)

上記以外にも、安全に関する教育は各教科等で行うことが可能である。なお、中学校学習指導要領総則編の付録には、「防災を含む安全に関する教育」について、育成を目指す資質・能力に関する各教科等の内容のうち、主要なものが掲載されている。

高 校

高等学校学習指導要領（平成 30 年文部科学省告示第 68 号）

教育課程の編成	<p>第 1 章 第 1 款 2 の (3)</p> <p>学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うように努めること。</p>
関連する教科等	<p>地理歴史 [地理総合]「自然環境と防災」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然環境の特色と自然災害への備えと対応との関わりとともに、自然災害の規模や頻度、地域性を踏まえた備えや対応の重要性などについて理解する。 ・地域性を踏まえた防災について、自然及び社会的条件との関わり、地域の共通点や差異、持続可能な地域作りなどに着目して、主題を設定し、自然災害への備えや対応などを多面的・多角的に考察し、表現すること。 <p>理 科 [科学と人間生活]「人間生活の中の科学」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、人間生活と関連付けて理解すること。 <p>[地学基礎]「地球のすがた」「変動する地球」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動と地震の発生の仕組みをプレートの運動と関連付けて理解すること。 ・日本の自然環境を理解し、それらがもたらす恩恵や災害など自然環境と人間生活との関わりについて認識すること。 <p>[地学]「地球の活動と歴史」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地震活動の特徴」については、地震災害にも触れること。 ・「地形の形成」については、土砂災害にも触れること。 ・「日本や世界の気象の特徴」については、気象災害にも触れること。 ・「海水の運動と循環」については、波浪と潮汐も扱うこと。また、高潮災害にも触れること。 ・「火山活動の特徴」については、火山災害にも触れること。

関連する教科等	<p>保健体育科 [保健] 「安全な社会生活」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な社会づくり 交通事故の防止、交通事故の責任 犯罪や自然災害などによる傷害の防止についても、必要に応じ関連づけて扱うよう配慮する。 ・応急手当 適切な応急手当、心肺蘇生法 <p>家庭科 [家庭基礎] 「住生活と住環境」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について理解し、適切な住居の計画・管理に必要な技能を身につけること。 ・防災などの安全や環境に配慮した住生活や住環境を工夫すること。 <p>特別活動 [ホームルーム活動] 「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。 <p>[学校行事] 「健康安全・体育的行事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得
----------------	---

特別支援学校

<p>児童生徒の安全に留意するためには、まず一人一人の障害の状態を適切に把握することが必要であり、それには、学級担任や養護教諭をはじめとして、児童生徒等に日常的に接する教職員の継続的な観察と情報交換が必要である。また、安全教育を効果的に進めるためには、各教科及び学級活動（ホームルーム活動）、自立活動においてはもちろん、教育活動全体を通じて、組織的、計画的な取り組みが必要であり校内外の専門家との連携を図るなど、安全教育を推進する体制作りが必要である。</p>	
幼稚部	<p>特別支援学校幼稚部教育要領（平成 29 年文部科学省告示第 72 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚部における生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活を作り出すようになること。
小学部 中学部	<p>特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 73 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科や家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の保健体育科や技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。
高等部	<p>特別支援学校高等部学習指導要領（平成 31 年文部科学省告示第 14 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目、総合的な探究の時間及び自立活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び自立活動）などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。

第3節 安全教育の進め方

安全教育は学校教育活動全体を通じて計画的な指導が重要であり、様々な手法を取り入れながら、児童生徒等が安全上の課題について自ら考え、児童生徒同士や教員との話し合いを通じて、主体的な判断・行動につながるような工夫が必要である。

安全教育の目標

- 日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解する。
- 自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培う。
- 進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を育成する。

(『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」平成31年3月 文部科学省 より)

安全教育の目標を実現するため、各学校で児童生徒等に育成を目指す資質・能力等の基本的な方針を明らかにする。

学校の基本方針

- 目指す幼児・児童・生徒像
- 育てようとする資質・能力及び態度

児童生徒等の実態、学校・家庭・地域の実情等を踏まえて計画を作成し、教職員のみならず保護者や地域住民と共有する。

学校の基本方針をもとに、様々な機会における指導を密接に関連づけながら学校安全計画を作成し、教職員の共通理解を図る。また、地域の関係機関・団体を含めた協力体制を整備し、意図的・計画的に推進する。

教育活動全体を通じた安全教育の取組

学校安全計画 (安全教育+安全管理 ・ 組織活動)

安全教育を学校安全計画に適切かつ確実に位置づけ、計画的に進める

安全教育の実践

教科等における
安全教育
(各教科・領域)

日常的な
安全教育
(朝・帰りの会等)

定期的な
安全教育
(学校行事・休業前の指導等)

様々な機会における指導を密接に関連づけ、学校教育活動全体を通じて行う横断的な指導

「生きる力」の育成

安全教育で育む「生きる力」

- 危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」
(危険予測能力・危機回避能力)
- 危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」の力
- 自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献するための「共助、公助」の力

安全教育活動の場

	教科等における安全教育	日常的な安全教育	定期的な安全教育
教育活動の場・時間	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科、科目 ・道徳科 ・総合的な学習の時間 ・特別活動(学級活動、ホームルーム活動、学校行事等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝の会や帰りの会 ・ショートホームルーム ・休み時間等の指導 ・給食の時間 ・安全に関する個別指導など 	<ul style="list-style-type: none"> ・土、日曜前や長期休業日前の指導 ・国民安全の日、防災の日等における指導 ・交通安全運動、防災週間等における指導 ・避難訓練、防災訓練 ・交通安全教室、防犯教室など
安全教育の内容と方法	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの生活安全、交通安全、災害安全に関する指導 ・情報技術の進展に伴う新たな事件・事故の防止(SNS等) ・国民保護等の非常時の対応等の新たな安全上の課題に関する指導(Jアラート等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に対する意識の喚起 ・安全教育の内容と日常生活における指導との関連づけ ・安全な行動が実践されているかの評価 ・望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考えさせる場の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の歩行と横断、自転車の安全な乗り方や自転車の点検・整備、交通法規等 ・誘拐や傷害から身を守る防犯指導 ・日常及び災害時の安全確保 ・危険予測と事前の備え ・進んで決まりを守り、危険を回避し、安全に行動できる能力や態度の育成
計画・実施におけるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に関する情報を正しく判断し、安全な行動に結びつけるようにすることが重要である。 ・教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で関連性をもたせながら、組み立てていくことが重要である。 (カリキュラム・マネジメント) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1単位時間の指導内容や学校行事等の指導内容を補充、発展させる側面があることから、それらの指導と関連させて進めるように配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施の時期は、指導計画を立てる段階で他の学校行事、学級活動、ホームルーム活動及び地域行事、季節や長期休業などとの関連を考慮して指導の効果が最も高まる時期を選ぶ。 ・避難訓練を、児童生徒等が安全教育で身に付けた力を発揮し行動する場として位置づけ、訓練を通して児童生徒等が自らの行動を振り返り課題を見つけ改善を図る課題解決の学習の流れとなるようにする。

安全教育の効果を高める工夫

- ・危険予測の演習
- ・視聴覚教材や資料の活用
- ・地域や校内の安全マップ作り
- ・校外の専門家による指導
- ・避難訓練や応急手当のような実習
- ・誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためのロールプレイングの導入など



様々な手法を適宜取り入れ、児童生徒等が安全上の課題について、自ら考え主体的な行動につながるような工夫が必要である。



校内の
安全教育

関連づけ

家庭や地域
社会におけ
る活動等

地域合同
避難訓練

学校における安全教育で身に付けた知識・技能を、家庭や地域社会における活動に生かし、安全のための適切な行動や実践の方法について考え、主体的な行動が実践できる資質・能力を培う。



ワークシートを用いた
危険予測の演習

地域安全マップ作り



交通安全教室
(スグート・ストリート)



安全教育と安全管理との関連

〔安全教育と安全管理が関連する内容〕

- 安全点検結果に基づく安全管理の評価は、その学校の児童生徒等の安全行動の実態も表していることから、安全教育の重要な資料として具体的に活用できる。
- 継続して行う安全管理の評価は、安全教育の成果を表しているという側面もあり、適切な安全教育が行われることが安全管理の成果をより一層高めていくことになる。
- 日常の指導では、学校生活の安全管理として把握した児童生徒等の望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考え、進んで安全な行動が実践できる資質・能力を培うことができる。

安全教育と安全管理は、学校安全の両輪であり、相互に関連付けて進めていくことが重要である。

第4節 安全教育の評価

カリキュラム・マネジメントの一環として、安全教育において児童生徒等の意識の変容などの各種データの把握・分析を通じて、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげていくことが求められている。

安全教育を評価するための方法には様々な手法が考えられるが、評価方法には長所・短所があることを理解し、いくつかの方法を併用して、評価を進めていくことが必要である。また、児童生徒等だけでなく、保護者への質問などから得られた情報も貴重である。

1 安全教育の評価の意義と内容

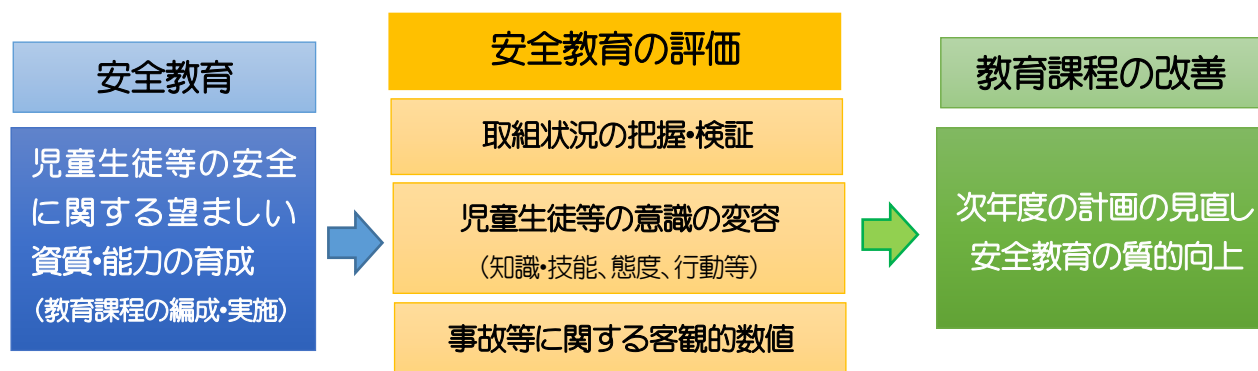
安全教育において評価を行うことは、安全教育の目標がどの程度達成されたか、その状況を知るとともに、教育内容や方法における問題点を明らかにし、よりよい教育内容・方法を作り上げていく上で非常に重要である。

安全教育の評価においては、ややもすると事故の発生件数のみによって、その成果を測定しがちである。しかし、事故は危険な状況や行動の一部が結果として現れたものである。児童生徒等は、安全教育を通じて安全に関する望ましい資質・能力を身に付け、その行動の結果として事故等の発生が予防できる。したがって、安全教育の評価においては、多様な側面から評価を行うことが重要である。例えば、安全に関する知識・技能、態度等は、安全教育を評価する上で基本的かつ重要な内容である。また、児童生徒等の行動が事故防止に直接つながることが期待できる。これらは、現在の生活における安全行動を反映するとともに、将来の生活においても重要な意味をもつ。そして、評価によって得られた情報は、今後の安全教育を改善するうえで貴重な資料となる。

また、学校安全計画の改善に向けて、次のような視点で検証することが非常に重要である。

- (1) 計画は適切に実施されていたか。
- (2) 内容や方法が適切であったか。
- (3) 指導体制が確立していたか。
- (4) 日程や時間に問題がなかったか。
- (5) 活用した資料等の教材や講師等の人的資源は有効であったか。
- (6) 安全教育に関する活動の連携が図れていたか。

こうした視点をもって、児童生徒等の状況や事故等に関する客観的数値と、実際の取組を合わせて検証し、次年度の計画を作成していくことが安全教育の質的向上の観点からも非常に重要である。



2 安全教育の評価の方法

安全教育を評価するための方法

○質問紙法、面接法

児童生徒等が身に付けた知識や態度を把握する上では一般的な方法であるが、質問の内容の妥当性・信頼性について検討する必要がある、回答は児童生徒等の主観的なものになりがちである。

○観察法

児童生徒等の実際の行動等を調べる上で有効な方法である。また、質問紙調査が難しい年少者に対しても使用することが可能である。しかし、観察したときの行動が、その児童生徒等の行動全体を表しているかなどの問題点もある。

ポートフォリオや作文、レポート、作品、話し合いなど多様な活動を評価の対象とすることもできる。

※それぞれの評価方法には長所・短所があることを理解し、いくつかの方法を併用して、多面的・多角的な評価を進めていくことが必要である。

※児童生徒等だけではなく、保護者への質問などから得られた情報も貴重である。

安全教育の評価項目

<生活安全・交通安全・災害安全それぞれに対して>

- (1) 日常生活における事故の現状、原因及び事故の防止について理解できたか。
- (2) 現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようになったか。
- (3) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか。
- (4) 自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。

安全教育の指導計画についての評価項目

- (1) 全校的な指導体制が確立されているか。教職員間の連携が図れているか。
- (2) 訓練等の日程や時間、実施回数は適切であるか。
- (3) 安全管理との連携が図れているか。
- (4) 児童生徒等の実態、地域の特性を反映しているか。
- (5) 指導の内容や方法に課題はないか。
- (6) 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。
- (7) 保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか。

